果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のよう タイから発送されるトーンディー 種のポメロの生 七十三号)別表二の付表第五十八の規定に基づき、 〇農林水産省告示第三百四十四号 に定め、 平成二十四年二月十日 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 植物及び地域 公布の日から施行する。 農林水産大臣

官

道彦

のであること。 果実」という。)であって、タイで生産されたも トーンディー種のポメロの生果実 (以下「生 五

のであること。

中心部の温度を摂氏四十六度とし、その温度以 乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。 客又は乗務員の携帯品であって、当該旅客又は船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物(旅 上げ、その後、飽和蒸気を使用して、 以下同じ。)として輸入されたものであること。 て、生果実の中心部の温度を摂氏四十三度まで ントからハ十パーセントまでの蒸気を使用し 生産地における消毒 蒸熱処理施設において、相対湿度五十パーセ 生果実の 六

四

明書が添付してあるものであること。 ア ミカンコミバエ種群に侵されていないも が特記されていること。 いるタイ植物防疫機関が発行した植物検疫証 その検査の結果、検疫有害動植物が付着して いないことを認め、又は信ずる旨記載されて タイ植物防疫機関により検査され、 ○の植物検疫証明書には、次に掲げる事項 かつ、

ていることが植物防疫官により確認されるこ 植物防疫官による確認 三の消毒及び四の一の検査が的確に実施され イ 三の消毒が行われたものであること。

こん包及びこん包場所

するおそれがないと認められる場所で行われ の侵入するおそれがないと認められる材料に よりこん包されていること。 ─のこん包は、ミカンコミバエ種群の侵入 消毒された生果実は、ミカンコミバエ種群

防疫機関による封印がなされていること。 各こん包又は束ねたこん包には、タイ植物

 $(\equiv)$ 

ていること。

上で三十分間消毒すること。

生産地における検査及び証明

疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨 の表示がなされていること。 三の消毒及び四の○の検査が行われた生果実

により指定された場所において保管されていた合にあっては、当該生果実がタイ植物防疫機関 ものであること。 航空携行手荷物の保管場所 生果実が航空携行手荷物として輸入される場

七

る植物防疫所 (支所及び出張所を含む。)へあら の写しが当該生果実が輸入される場所に所在す 合にあっては、四の○の植物検疫証明書又はそ 航空携行手荷物の輸入 生果実が航空携行手荷物として輸入される場

表示

であること。

であること。

の表面に添付されているもの

明書の内容の一部を記載した植物検疫証票が当 の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検 かじめ送付されており、かつ、当該植物検疫証